



生涯学習
マスコット
マナビィ

生涯学習のまなび

まなび

響きあい
共に育つ
「人づくり」

冬季のスポーツ教室&大会

冬場の運動不足解消に ～屋内ウォーキング～

冬季は、寒さや雪の影響で体を動かす機会が減ってしまいます。町では年間を通してのスポーツ教室のほかに、毎週水曜日に「屋内ウォーキング教室」を開催しています。専門知識を持った講師による指導が受けられるため、正しい歩き方を身につけることができます。また、屋内で開催するため、滑りやすい足元を気にせずウォーキングを楽しむことができます。日頃からウォーキングを行っている方はもちろん、初心者の方も大歓迎です。この機会に、手軽にできるウォーキングを始めてみませんか？

※各教室の日程は「広報美郷お知らせ版」をご覧ください。



ユニカール大会 3月9日(土)開催

大会は3人1チームで行います。詳細は広報紙等でお知らせします。ユニカール用具の貸し出しも行っていますので、興味のある方は下記までお問い合わせください。



問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課
スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

六郷、仙南出張所 土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

1月の休業日は



年末年始にあたるため休業します。



六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような 業務を行っています

右記の
証明書の
発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や
使用料の
収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります

納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。控除を受けるには「保険料の納付額を証明する書類」を添付して年末調整するか、または確定申告書の提出が必要です。

次の方々には、日本年金機構より「社会保険料控除証明書」が送付されます。確定申告の際に必ずこの証明書を添付してください。

- ①平成24年1月1日～平成24年10月1日までに保険料を納付された方
→11月上旬までに送付されています。
- ②平成24年10月2日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方
→平成25年2月に送付されます。

【控除証明書に関するお問い合わせ】

日本年金機構専用ダイヤル ☎0570(070)117
受付期間●平成25年3月15日(金)まで

【申告に係る注意点】

- ・控除証明書に記載されている保険料額と別個に、後から納付した保険料額がある場合は、「領収書」を添付のうえ合算して申告してください。
- ・ご家族の保険料を納付した場合も、社会保険料控除の申告に加えることができます。ご家族宛ての控除証明書を合わせて添付し、申告してください。

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です

平成25年度分（4月～3月）および半年分（4月～9月、10月～3月）の保険料を口座振替で前納する場合は、平成25年2月28日(休)までに申し込みが必要です。毎月現金で納付した場合に比べ、保険料が割引されます。

※免除承認により保険料を一部納付されている方は、毎月納付による口座振替となります。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

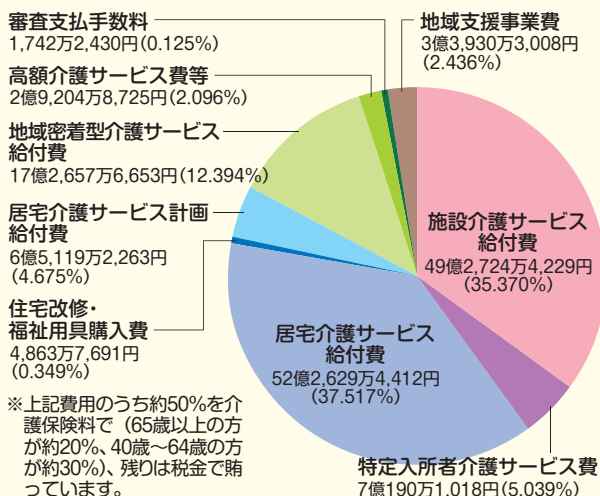
介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料はこのように使われています

40歳以上の方々から納めていただいている介護保険料は、介護保険サービスの費用に使われています。また、同サービス費用は税金によっても賅われています。

介護保険サービスの費用内訳（平成23年度決算額より）

費用合計：139億3,062万429円



※大曲仙北広域市町村圏組合が大仙市、仙北市、美郷町の介護保険事業をまとめて運営していることから、金額は3市町分の総額となっております。

- 施設介護サービス給付費…特別養護老人ホーム等の施設サービス利用に係る費用
- 特定入所者介護サービス費…施設介護サービス等利用時の食費・居住費への助成費用
- 居宅介護サービス給付費…ホームヘルプ・デイ・ショートステイサービス等の利用に係る費用
- 住宅改修・福祉用具購入費…自宅への手すりの取付け工事等や腰掛便座等を購入した際の助成費用
- 居宅介護サービス計画給付費…居宅介護サービス利用計画作成に係る費用
- 地域密着型介護サービス給付費…自宅や住み慣れた地域で生活を継続するためのグループホーム等のサービス利用に係る費用
- 高額介護サービス費…1カ月のサービス費用の自己負担分が高額になった利用者への助成費用
- 審査支払手数料…介護保険サービス事業所がサービスに係る費用を請求した際の審査に係る手数料
- 地域支援事業費…要介護・要支援状態になるおそれのある方への介護予防事業や、介護している家族への支援事業等に係る費用

問い合わせ

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所 企画管理班
☎0187(86)3910